

財政援助団体等（指定管理団体）監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、町が公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、以下の事項について監査を実施した。

- (1) 定款並びに経理規定等諸規定の整備状況について
- (2) 目的に沿った事業運営について
- (3) 決算諸表について
- (4) 事業成績、財政状況の決算諸表の表示について
- (5) 経営成績及び財政状況について
- (6) 収益率、財務比率について

2 監査対象 株式会社聖籠の杜

3 監査期間 令和4年11月1日

4 監査対象事項 団体の事務事業

5 監査委員の氏名 聖籠町代表監査委員 二宮 秀男
聖籠町監査委員 田中 智之

第2 監査対象の概要と監査結果

1 株式会社聖籠の杜

- (1) 設立年月日 平成9年9月30日
- (2) 資本金 9,900万円
- (3) 役員及び職員 役員9名（代表取締役1名、取締役6名、監査役2名）
正社員17名 準社員34名
- (4) 事業内容 ① 公衆浴場の経営
② 食堂及び喫茶店の経営
③ 遊技場の経営
④ 観光用土産店の経営
⑤ 旅館業
⑥ スポーツ施設の経営
⑦ 公共施設の維持管理を公共団体から受託する事業
⑧ 上記各号に付帯する一切の事業

2 監査結果

株式会社聖籠の杜支配人と担当者2名及び、町の保健福祉課長と職員2名立ち会いのもと、聖籠観音の湯「ざぶーん館」にて実施した。

株式会社聖籠の杜には平成29年7月に同様の監査を実施しており、監査報告書を提出している。今回の監査では当時指摘した項目に一部改善が見られた。また、その後に支

配人の方針により、複数の社員が温泉ソムリエや温泉観光実践士、高齢者入浴アドバイザーなどの資格を積極的に取得し、入館者の増加やリピーターの確保に貢献している。これは前向きかつ有効な取り組みと大いに評価できる。

全体的には、指定管理に係る基本協定や定款等に従い事業運営が行われていることが確認できた。特筆すべき問題はないが、以下の事項について検討されたい。

(1) 借入金について

コロナ禍による国・県の制度資金を利用し借り入れを行ったが、借り入れ目的が明確ではなく、現状は全額が留保金となっている。そのため決算書上では固定負債が膨らんでいる。返済猶予期間があるとはいえ不要な債務は早急に返済し、財務内容の透明化・健全化を図ることが望ましい。

(2) 入館者の増加策について

入館者数は、令和2年度はコロナ禍の影響のため大きく減少したが、令和3年度は増加に転じ、温泉部門において経常収支は黒字となった。しかしこれは町からの33,000千円の委託管理料の恩恵であり、町からの財政支援がなければ運営ができない状態となっている。

ホテル部門においては令和2年度よりも赤字額は減少したものの、依然として経常収支は赤字である。また、レストラン部門の収支状況は著しく悪化しており、入館者数の減少と相まって赤字経営から抜け出せず、町からの補てん頼みの経営となっている。ざぶーん館の営業収支改善のためには、ホテル・レストラン2部門の思い切った改革（以前のような経営の部門移譲）が必須であり、早急な対策が求められる。

(3) トップセールスについて

日帰り温泉ブームは以前ほど高まっていないとみるのが一般的と考える。また、社会全体がいつコロナ前の状況に戻るのか、見通しが立たない中、このまま座して赤字経営を続けるのかという課題に対し十分な思案が必要な時期であり、会社としても正念場とも言える。町観光協会、JA、商工会、旅行社等と広域的に連携する商品プランを策定するなどし、トップセールスによる集客拡大に努められたい。

(4) 「ざぶーん館」の位置付けについて

「ざぶーん館」は町民の健康増進施設として建設され、現在、町の所管課は保健福祉課となっている。今後、入館者拡大策を推進するためにも、観光振興を担当する産業観光課の所管にすることを検討し、町観光協会と株式会社聖籠の杜が官民一体となり広域観光を推進する中で入館者数の増加を図られたい。

以上